(様式第2号)

令和元年度第5回 芦屋市景観アドバイザー会議 会議要旨

日 時	令和元年 8月26日(月) 午前9時30分~午前10時30分
場所	東館 3 階 中会議室
出 席 者	委 員 小浦 久子,武田 重昭,小池 志保子
	届出者 (1)共同住宅(公光町12番4外)
	申請者 **氏
	設計者 **氏
	事務局 白井都市計画課長,山本都市計画課主查,桑原都市計画課課員
事 務 局	都市建設部都市計画課
会議の公開	■ 非公開 □ 一部公開
	会議の冒頭に諮り、出席者3人中3人の賛成多数により決定した。
	〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の
	賛成が必要〕
	<非公開・一部公開とした場合の理由>
	審議の内容に個人情報等が含まれているため、非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 議事

ア 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について

(ア) 共同住宅(公光町12番4外)

イその他

(3) 閉 会

2 審議経過

(1) 共同住宅(公光町12番4外)

令和元年8月16日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 計画地周辺は、多様な用途の建築物が混在する地域ではあるが、低層の一戸建ての住宅が潤いあるまちなみ景観を形成していることから、周辺の景観と調和が図られた建築物の配置計画となるよう検討すること。
- ・ メインエントランス側のファサードだけでなく、駐車場出入口又はサブエントランス 側のファサードについても正面と同等に意匠を検討し、周辺の景観と調和するよう努 めること。
- ・ 通り外観を構成するエントランス部分は、アプローチや植栽等の配置を工夫するとと もに、シンボルツリーを設けるなど、緑量の確保に努め、通り景観に与える影響を十 分に検討した計画とすること。また、道路境界に設置する柵等は、道路際より後退さ せ、植栽の緩衝帯を設ける等、圧迫感を軽減するよう努めること。
- ・ 建築物に附属する駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、設備等は通りから見えないような配置・規模とすることを基本とし、やむを得ない場合は植栽等による修景に努めること。